

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書
【第2.0版】

令和5年1月20日

総務省

目次

はじめに	1
1. 情報システムの標準化・共通化の背景及び経緯.....	1
2. 標準化・共通化の特徴.....	6
3. 本手順書の位置付け及び改定.....	8
第1章 自治体情報システムの標準化・共通化に係る検討	10
1. 自治体情報システムにおける現状と課題	10
2. 情報システムの標準化・共通化の意義及び効果.....	10
3. 標準化・共通化に対する国の主な施策・支援措置等	14
第2章 自治体における作業手順	18
1. 作業の全体像	18
2. 早急に着手すべき作業.....	29
3. フェーズごとの作業項目	31
(1) 計画立案フェーズ.....	31
①推進体制の立上げ	32
②現行システムの概要調査	35
ア) 現行システム環境の基礎調査.....	35
イ) 連携一覧の作成.....	39
③標準仕様との比較分析.....	43
ア) Fit&Gap 分析	44
イ) 標準仕様書対応表への記載	52
④移行計画作成.....	60
(2) システム選定フェーズ	74
⑤ベンダに対する情報提供依頼 (RFI) 資料の作成.....	75
⑥RFI の実施.....	80
⑦RFI 結果分析及び移行計画の詳細化.....	81
⑧予算要求.....	81
⑨ベンダへ提案依頼 (RFP) 【A パターンのみ】	81
⑩ベンダ選定・決定 【A パターンのみ】	82
⑪契約・詳細スケジュール確定	83
⑫特定個人情報保護評価 (PIA)	84
ア) 評価の対象となる事務.....	84
イ) 評価の実施手続.....	84
(3) 移行フェーズ	87
⑬システム移行時の設定	88
⑭データ移行	89

⑮運用テスト・研修	91
⑯次期システムに合わせた既存環境の設定変更.....	91
ア) 新システム環境構築・NW接続	91
イ) 他業務システム連携設計、業務間調整	92
⑰条例・規則等改正	92
4. その他の留意事項.....	93
文字情報基盤文字への対応.....	93
5. 都道府県の役割.....	95
(1) 生活保護・児童扶養手当の業務システムの標準化対応	95
(2) 市区町村の標準化・共通化の取組の支援.....	95
参考 用語	96

はじめに

1. 情報システムの標準化・共通化の背景及び経緯

日本の高齢者（65歳以上）人口は2040年頃にピークを迎える。総人口においても、2008年から減少が続き、1995年に8,726万人だった生産年齢人口は、2015年には7,728万人となり、2040年には6,000万人を割り込むと見込まれ、今後は労働力の供給に制約が生じると想定される。

現在、我が国の住民生活に身近な行政サービスの多くは、自治体が担っている。今後、人口減少が進み、我が国を取り巻く環境に不確実さが増す中でも、住民の健康で文化的な生活と地域経済を守るため、自治体は安定的かつ持続可能な形で、行政サービスを提供し続ける必要があることから、労働力の供給制約の中においても、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければならない業務に注力できる環境を作れるよう、制度や組織、業務の在り方等を変革していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、情報通信技術を活用し、住民の利便性の向上及び自治体の行政運営の効率化に資するよう、自治体情報システムの標準化・共通化の取組を推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）が成立した。

標準化法では、地方公共団体の情報システムの標準化の対象となる事務（「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年デジタル庁令・総務省令第1号）」において、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20業務が定められている（第2条第1項関係）。以下「標準化対象事務」という。）を政令で定め、標準化対象事務の処理に係る情報システム（以下「標準化対象システム」という。）が満たすべき基準（以下「標準化基準」という。）を国が定めることとされた。具体的には、各所管法令又は事務に係る機能要件等については各所管大臣が、各システムに共通する事項（デ

ータ要件等)については、デジタル庁を所管する長としての内閣総理大臣と総務大臣が定めることとなる(第6条第1項及び第7条第1項関係)。

その上で、地方公共団体に対して、標準化基準に適合したシステム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付けるとともに(第8条第1項関係)、地方公共団体は、国による全国的なクラウド環境の整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされている(第10条関係)。

また、国は、標準化法第5条に基づく「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(以下「基本方針」という。)を令和4年10月に閣議決定をしたところであり、基本方針においては、「地方公共団体の基幹業務システムの標準化・共通化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とする。」とされた。具体的には、令和5年4月から令和8年3月までを「移行支援期間」と位置付け、令和7年度までに、ガバメントクラウド(デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第29条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が調達するクラウド環境をいう。)を活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行うとともに、移行支援期間である令和7年度までの達成状況及び移行支援期間における実証、為替や物価などのコスト変動の外部要因も勘案して、必要に応じた見直しの検討と達成状況の段階的な検証を行うこととされた。

なお、関係府省は、これまでの累次の閣議決定を踏まえ、令和4年夏には、20業務の標準仕様書を策定又は改定するとともに、デジタル庁においては、データ要件・連携要件等の共通事項に関する標準仕様書を策定した。今後は、これらの標準仕様書を基に、標準化基準を省令で定めることとなる。

その他、標準化法においては、都道府県が市区町村への必要な助言、情報提供等を実施することに係る努力義務が規定されている。このため、都道府県は、広域自治体として、管内市区町村の基幹業務システムの標準化・共通化の進捗管理等について助言等を行うことが期待される(第9条第3項関係)。また、標準化対象事務の多くは、主として市区町村が処理するものであるが、生活保護及び児童扶養手当について都道府県が利用するシステムについても、

令和4年夏に公表された標準仕様書において標準化対象システムとされたことから、市区町村と同様に、標準準拠システムへの移行が必要となっている。

図表 1 行政のデジタル化に向けた主な経緯

自治体情報システムの標準化・共通化に関する主な経緯

R2.6.26	第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」 <small>✓ 地方公共団体の情報システムの標準化についての取組みの方向性（法令に根拠を持つ標準の作成等）を提示</small>
R2.7.17	経済財政運営と改革の基本方針2020（「骨太の方針2020」） 閣議決定 <small>✓ 国・地方を軸にしたデジタル基盤の統一・標準化の早急な推進の決定。 ・地方制度調査会の答申を踏まえた法制上の措置、財源面を含めた国の主導的な支援 等</small>
R2.12.25	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画2020 閣議決定 <small>✓ 標準化対象となる17業務の決定、標準仕様書の作成時期、標準化への移行の目標時期（令和7年度）等を決定。 ・地方公共団体の業務システムの標準化・共通化及び「（仮称）Gov-Cloud」活用についての工程表</small>
R3.5	デジタル5法案、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 制定 <small>✓ 地方公共団体に、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づけ</small>
R3.6.18	デジタル社会の実現に向けた重点計画 閣議決定 <small>✓ 戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の3業務を標準化対象事務に加えらることを検討すること等を決定</small>
R3.12.24	デジタル社会の実現に向けた重点計画（新重点計画） 閣議決定 標準化対象事務を定める政令 閣議決定
R4.1.4	標準化対象事務を定める政令及びデジタル庁令・総務省令の公布・施行
R4.6.7	デジタル社会の実現に向けた重点計画（新重点計画） 改定 閣議決定
R4.10.7	地方公共団体情報システム標準化基本方針 閣議決定

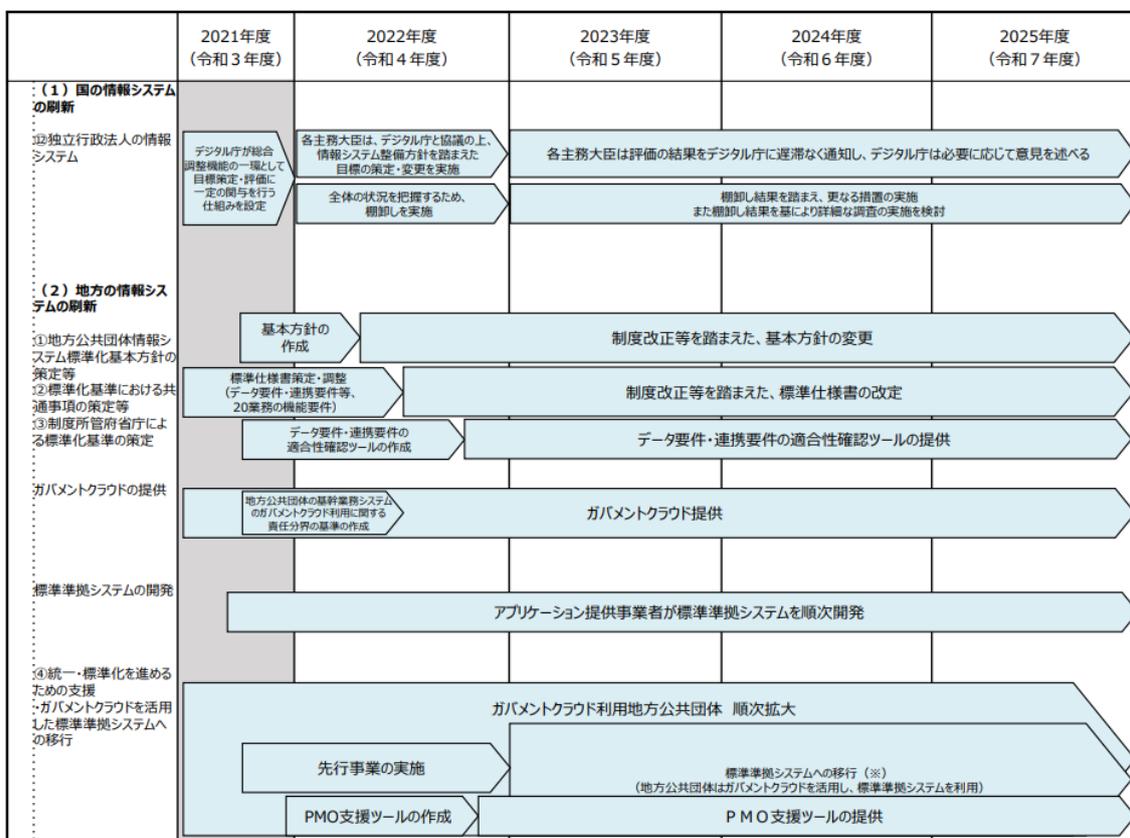
図表 2 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨	
<p>国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。</p>	
概要	
<p>① 情報システムの標準化の対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定 <p>※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金</p>	<p>④ 基準に適合した情報システムの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要 ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加が可能
<p>② 国による基本方針の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成 	<p>⑤ その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、国による全国的クラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体における標準化の状況の把握や地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施
<p>③ 情報システムの基準の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施 	<p>⑥ 施行期日等</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月1日 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

出典：地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
https://www.soumu.go.jp/main_content/000751821.pdf

図表 3 自治体情報システムの標準化・共通化スケジュール



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

出典：「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）工程表 P.19 より抜粋

2. 標準化・共通化の特徴

自治体は、標準化法に基づき、システムの標準化・共通化に取り組むこととなるが、次の点において従来のシステム更改とは異なる特徴があることから、このことを十分に踏まえた上で、対応する必要がある。

(1) 令和7年度を目標時期として標準準拠システムへ移行する必要があること。

これまで、自治体のシステムは、法令改正等への対応による場合を除けば、自らの計画等に基づき、その更改時期を決めてきた。しかしながら、標準準拠システムへの移行の目標時期は令和7年度とされていることから、当該目標時期に向けて各自治体においては、現在のシステム更改計画等を見直す必要が生じ得る。

(2) 全ての標準化対象システムが移行の対象であること。

全ての標準化対象システムが標準準拠システムへの移行対象となる。そのため、システム移行対象や範囲、それらに関する現行ベンダや契約内容を網羅的に把握するだけでも、調整を要する可能性があるとともに、自治体の複数部局にまたがって影響が生じ得る。

(3) 全自治体において短期間に集中してシステムの移行がなされること。

標準化の取組は、自治体が足並みを揃えて、標準準拠システムへ移行することで、より大きな効果が得られることから、全自治体が短期間に集中して標準準拠システムへ移行することとなる（基本方針では、前述のとおり、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととしている。）。また、標準化対象システムは、住民へのサービス提供を支える基幹系システムであることから、住民への影響を最小限にとどめようとする、自ずとシステム移行を行うことができる機会は限られるため、自治体間で運用テストやデータ移行時期の調整などが生じ得ることも考えられる。

(4) 標準仕様書やガバメントクラウドへの移行など、国の動きと密接に関連していること。

各自治体においては、関係府省やデジタル庁が作成した標準仕様書の内容を踏まえ、本手順書で示す一連の作業が発生し得る。また、ガバメントクラウドについては、先行事業の内容も踏まえ、今後更なる情報提供がなされる予定である。標準化は、こうした国の動きと密接に連携しながら取組を進める必要がある。自治体においては、積極的な情報収集が必要であり、標準化・共通化に関する最新の動向について、別紙に取りまとめたため参照されたい。

(5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討が生じ得ること。

関係府省の標準仕様書では、システムが備えるべき機能要件に加え、参考として機能要件に対応した標準的な業務フローを示している。

また、基本方針では、標準的な業務フローの作成に当たって、関係府省はデジタル3原則に基づく業務改革(BPR)やデジタル処理を前提とした自治体のベストプラクティスを反映し、自治体が標準準拠システムへ移行する際、当該業務フローを参考にすることで、自治体のデジタル化の基盤整備に資することを目標として掲げているところであり、標準化は単なるシステム移行に留まらない取組である点に留意が必要である。

これらの特徴を踏まえれば、自治体においては、全庁的な体制整備や綿密な移行計画の策定等が必要不可欠である。また、円滑に標準化・共通化の取組を進めるためには、早期に作業着手の上で計画的に取り組み、標準準拠システムへの移行の目標時期である令和7年度までの事務負担を平準化することが重要である。

3. 本手順書の位置付け及び改定

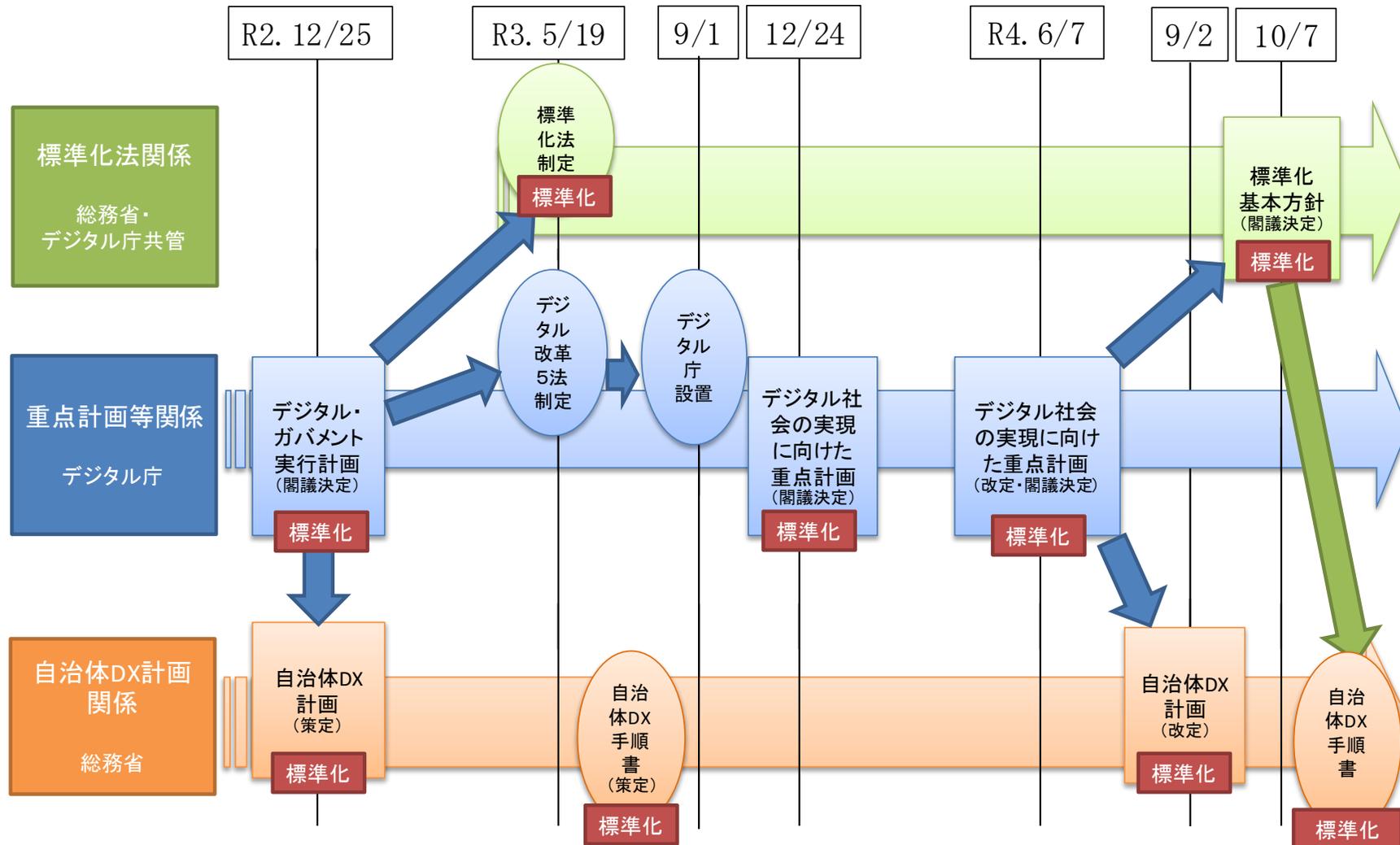
本手順書には、全自治体が円滑にシステムの標準化・共通化を進めるため、標準化・共通化に向けた標準的な作業項目やフェーズ毎に想定される主な作業手順等を掲載している。自治体においては、本手順書を参考にしながら、積極的な情報収集に努めるとともに、標準化・共通化の取組を推進していただきたい。

ただし、本手順書では、自治体において一般的に想定される作業全般を洗い出したものの、各自治体のシステムの構成や規模、今後の移行方式によって必要となる手順等に差異が有り得ることには留意すべきと考えられる。

なお、関係府省が作成する標準仕様書、デジタル庁が作成するガバメントクラウドの仕様、共通要件等に変更があり、本手順書に更なる修正を加える必要が生じた際には、必要に応じて対応をしてまいります。

図表 4 本手順書の位置付け

標準化基本方針・重点計画及び自治体DX計画の関係



第1章 自治体情報システムの標準化・共通化に係る検討

1. 自治体情報システムにおける現状と課題

これまで各自治体において、住民ニーズへの対応、利便性向上等の観点から、情報システムのカスタマイズが行われてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて個別の対応が必要となっており、自治体ごとに人的・財政的負担が生じていると指摘されてきた。また、カスタマイズ等により、同一ベンダのシステムを利用する自治体間でもそれぞれのシステムの内容が異なるなど、自治体クラウドのような共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行や、住民サービスを向上させる最適な取組の全国への普及の妨げとなっている。また、自治体ごとに様式や帳票等が異なることは、それらを利用する住民・企業等の負担にもつながっている。

2. 情報システムの標準化・共通化の意義及び効果

社会全体のデジタル化のためには、住民に身近な行政を担う自治体の DX の推進が重要であり、その基盤となる自治体情報システムの標準化・共通化は、住民の利便性向上や行政運営の効率化に資する取組である。

特に、1. のとおり認識されている情報システムにおける課題の解決に、標準化・共通化の取組は大いに貢献するものと考えられる。

この点、自治体における情報システムの標準化・共通化の取組効果としては、主に次の3点が考えられる。

(1) コスト削減・ベンダロックインの解消

標準準拠システムを利用することで、自治体が情報システムを個別に開発する必要がなくなり、人的・財政的負担の軽減といった効果が見込まれる。なお、基本方針においては、「標準準拠システムへの移行完了後に、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」こととしている。この目標達成に向けて国は、以下の取組を行うこととしている。

- ✓ トータルデザインの考え方の下で、デジタル庁が標準準拠システムの共通機能や共通部品（申請管理を含むフロントサービスとの連携機能、認証機能、文字環境の3つを候補として注力する。）を開発し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組を、早期に標準準拠システムに移行し当該取組に積極的に協力する市区町村と段階的に実証することとする。
- ✓ ガバメントクラウド上での構築・運用を前提としたアプリケーションの開発・運用の高度化に挑戦するベンダのスキル・ノウハウを底上げするための支援を強力に行う。
- ✓ 標準仕様書において標準化すべきであるがされていない機能や過剰な機能等の検証・整理や、システム連携に関する効率的な検証環境の準備を進める。

また、標準化・共通化の取組により、機能や様式・帳票、システム移行時に満たすべきデータ項目などについて、国が標準を定め、ベンダは当該標準を満たすシステムを開発し、自治体はベンダが開発した標準準拠システムを利用することとなる。加えて、国が標準準拠システムの構築環境として、複数のクラウドサービスから事業者が選択可能な状態（マルチクラウド環境）を整備することにより、クラウドサービス提供事業者間の競争環境を確保し、クラウドロックインを防止するとともに、高い水準のセキュリティを担保しつつ、経済性の高いガバメントクラウドサービスを提供する。これにより、スタートアップや地方の事業者も含め、各事業者が、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したシステムを利用することができるようになり、アプリケーションレベルにおける複数の事業者による競争環境を確保できる。このように、標準化・共通化を推進することは、ベンダロックインの解消や、ベンダの競争環境の確保に寄与するものと考えられる。

（2）行政サービス・住民の利便性の向上

標準化・共通化の取組を通じた負担軽減の結果、システム調達等の業務に従事していた職員を、企画立案や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければ真にできない業務に振り向けることも可能となるものと考えられる。このことによって、長期的には生産年齢人口減少によ

る労働力の供給制約がある中でも、持続的に行政サービスを提供するための自治体の体制整備に貢献し得るものと考えられる。

また、標準化対象システムとマイナポータルびったりサービスとの接続など、行政手続のオンライン化に寄与するシステム連携の要件が標準化されるなど、エンドトゥエンドでのオンライン化が広く実現されることで、更に住民の利便性の向上に資することとなる。

(3) 行政運営の効率化

標準仕様書においては、デジタル3原則に基づく業務改革（BPR）やデジタル処理を前提とした自治体のベストプラクティスを踏まえた業務フローを示すこととされており、標準準拠システムの利用に併せて、標準化対象事務に係る業務フローを見直すことは行政運営の効率化に資することが大いに期待される。また、標準化・共通化を進めることで、システムの共同運用やAI・RPA等のデジタル技術、外部人材等が、従来と比較し活用しやすくなることも想定されるため、これらを有効に活用した業務プロセスの見直しも考えられる。

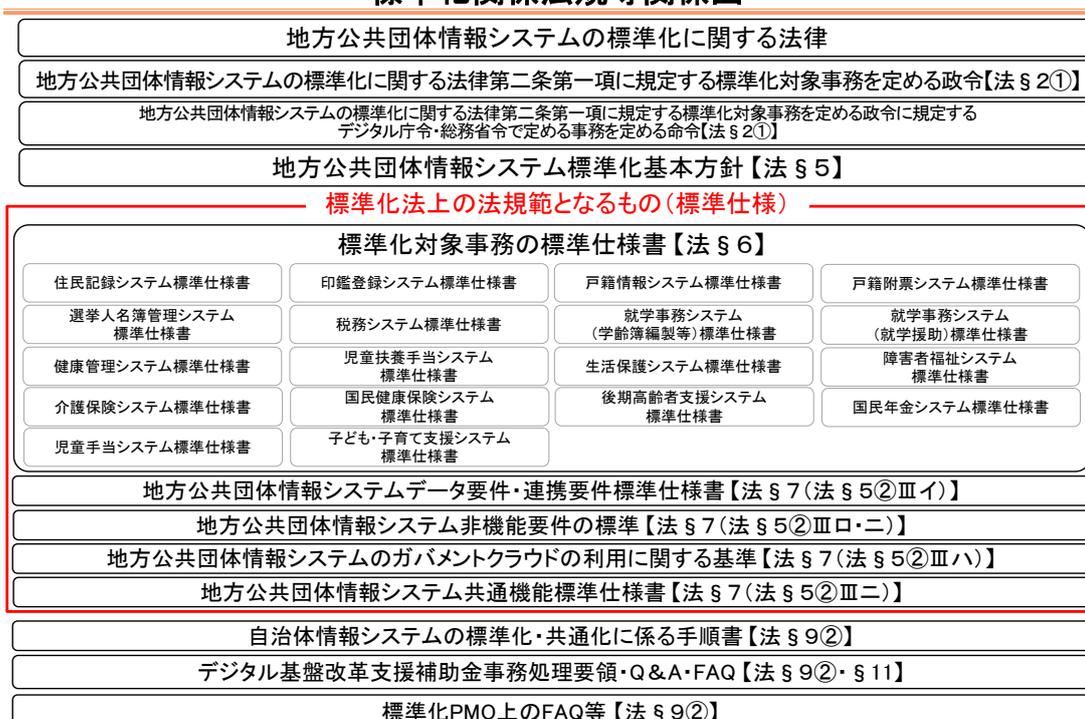
また、ガバメントクラウドを活用することで、自治体において従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理する負担が軽減される。加えて、標準準拠システムで利用するデータ要件・連携要件に適合したデータを活用できるようにすることで、国又は自治体が新しい行政需要に対応するため、ガバメントクラウド上に全国で共用可能なシステムを迅速に構築・展開することも可能となる。

むろん標準準拠システムへの移行の目標時期である令和7年度までの期間は、全自治体において、全庁的な推進体制の構築、多様な移行作業手順の遂行が求められることから、一時的に作業が集中せざるを得ない場面も想定される。しかしながら、早期から計画的に取り組むことでその負担を平準化することも考えられるところであり、標準化・共通化の取組は、自治体における将来的な人的・財政的負担の軽減や住民の利便性の向上に資することを意識して組織的に取り組むことが重要である。

令和4年8月には、標準化対象システムに係る全ての標準仕様書が策定され、その後、基本方針、地方公共団体情報システムのガバメントクラ

ウドの利用に関する基準(以下「ガバメントクラウド利用基準」という。)など、標準準拠システムへの移行に必要とされる一連のドキュメントが示された(図表5)。こうしたドキュメントが揃ったことにより、自治体が標準準拠システムへの移行プロセスを進めることについて、原則として支障がない状態となっている。また、基本方針において、改めて標準準拠システムへの移行を令和7年度までに目指すことが示された。自治体においてはこれらのことを踏まえ、自団体の現時点の進捗状況を確認し、移行目標時期を目指し、それぞれのフェーズにおける手順を着実に進めるよう、より一層努めていただきたい。

**図表 5 標準準拠システムへの移行に必要とされる一連のドキュメント
標準化関係法規等関係図**



3. 標準化・共通化に対する国の主な施策・支援措置等

国は、自治体の情報システムの標準化・共通化に向けて、以下の施策に取り組み、推進していく。各自治体においては、標準化・共通化の取組を推進するに当たり、積極的にこれらの施策を活用されたい。

(1) 移行経費に対する財政支援

各自治体が、目標時期である令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを利用する形態に円滑に移行するため、必要となる準備経費（現行システム概要調査、移行計画策定等）や移行経費（接続、データ移行、文字の標準化、契約変更等に伴う追加的経費等）に対する補助を行っている。ただし、ガバメントクラウド以外の環境（オンプレミスを除く。）で構築された標準準拠システムへの移行については、次の条件をいずれも満たす場合を例外的に対象としている。

- ① ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと
- ② 当該環境とガバメントクラウドを接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすること

上記の経費については、各自治体に示した上限額の範囲で、補助率を10/10で措置することとされている。

詳細については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から発出しているデジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）に関する事務処理要領等を参照されたい。

図表 6 自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

1,825億円 ※ 直接五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない
(R2第3次補正予算:1,509億円、R3第1次補正予算:317億円)

- 標準化対象の20業務(※)に係る自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度(2025年度)までに標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)を利用する形態に移行することを目指す。

※ 2.0業務 (児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

概要

- 各自治体が、令和7年度(2025年度)までにガバメントクラウド上で構築された標準準拠システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する(基金に計上)。

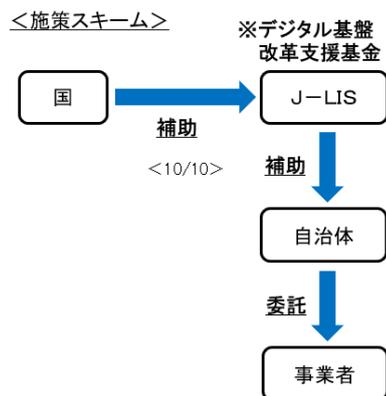
※ガバメントクラウド以外の環境(オンプレミスを除く)へ移行する場合においても、
(ア) ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと、
(イ) ガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすることを条件として支援の対象とする。

<基金の造成先> 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

<基金の主な用途>

- ガバメントクラウドへの移行に要する経費
 - ・ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費(現行システム分析調査、移行計画策定等)
 - ・システム移行経費(接続、データ移行等) など

<基金の年限> 令和7年度まで



(2) 自治体への意見聴取・情報提供等

基本方針では、国は、自治体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に自治体と協力して取り組むこととされた。

総務省は、自治体のシステムが標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、各自治体の標準化の進捗状況を把握するとともに、各府省において必要な助言や情報の提供等を行うためのツール(以下「PMO ツール」という。)を構築し、デジタル庁、所管府省及び都道府県とも連携して市区町村の進捗管理等の支援を行っている。

PMO ツールでは、自治体が自団体及び他団体の移行作業の進捗状況を把握できるほか、標準化・共通化に向けた作業に関する質問登録・回答受領、デジタル庁及び所管府省を交えての課題の協議、FAQの参照等が可能となっており、標準化・共通化に係る課題の解消や情報提供等を体系的に実施している。

図表 7 PMO ツール画面



出典：PMO ツール

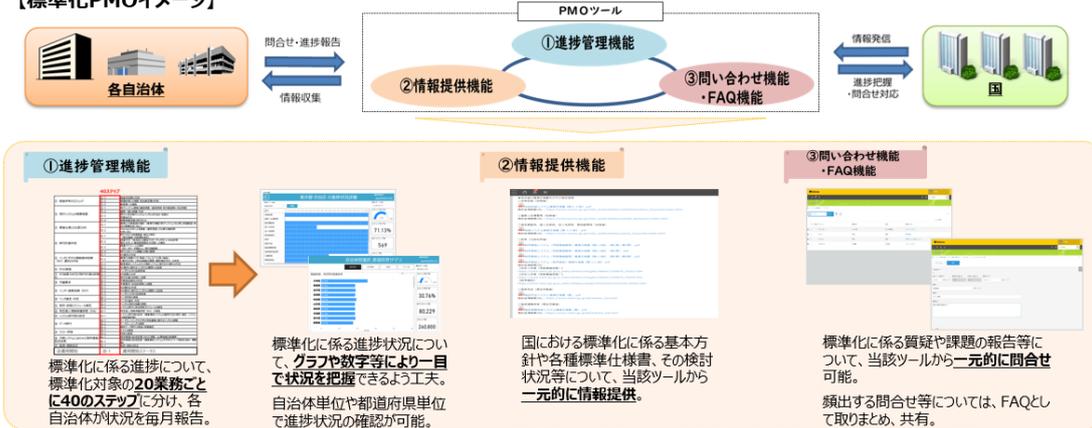
図表 8 標準化 PMO 概要

自治体情報システムの標準化・共通化に係る進捗状況の把握・情報提供等(標準化PMO)

- 令和7年度までに、全ての自治体が標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）へ円滑に移行することができるよう、各自治体における標準化・共通化の状況を把握するための調査を行うとともに、自治体に対し、自治体情報システムの標準化・共通化のために必要な助言や情報提供等を行い、もって、標準化・共通化の取組の加速化・円滑化を図る。

<参考> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号） 抄
 (国の措置等)
 第九条 (略)
 2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
 3 都道府県は、市町村（特別区を含む。）に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【標準化PMOイメージ】



デジタル庁においても、自治体の情報システムの標準化・共通化に向けて、「デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し自治体と対話を行っている。

加えて、基本方針では、制度所管府省は、各府省で策定した機能標準化基準の作成、変更及び解釈に関する問合せ窓口を、デジタル庁は、共通標準化基準の作成、変更及び解釈に関する問合せ窓口を、それぞれ設け、標準化基準の作成、変更及び解釈に関する情報提供を行うこととされている。

(3) デジタル人材の確保・育成

デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市区町村での兼務を含め、デジタル人材の CIO 補佐官等としての任用等が推進されるように支援することとしており、その詳細については、自治体 DX 全体手順書 4. 3 及び 4. 4 を参照されたい。

なお、標準化・共通化の取組を進めるに当たっては、利益相反とならないように細心の注意を払いつつ、例えば、標準化・共通化の移行経費の見積りが適正な価格となっているか等の観点からその専門的な知見を生かすことも考えられる。

上記の取組のほか、デジタル庁及び関係府省は、標準仕様書作成の議論の過程の透明化やウェブサイト等への公表、目標・取組・スケジュール等の段取りに係る自治体への情報提供、自治体への意見聴取等を行っており、各自治体はこのような機会を積極的に活用し、情報収集に取り組むことが望ましい。

第2章 自治体における作業手順

1. 作業の全体像

標準準拠システムへの移行に当たっては、「計画立案」、「システム選定」、「移行」の3つのフェーズに沿って、それぞれ概ね以下に示すような作業項目が想定される。

これらの作業項目の一覧及び各作業項目における想定月数は、図表 10 のとおりであり、併せてモデル的な移行スケジュールの例を図表 11、図表 12 及び図表 13 のとおり示している。

しかしながら、自治体の置かれた状況は、例えば、パッケージソフトかスクラッチ開発か、パッケージソフトの場合オールインワンかマルチベンダ下での複数導入か、カスタマイズしているかどうかといった現行のシステム構成、現行のシステム契約の状況、自治体における標準化・共通化の取組に関する推進体制の規模、ベンダの標準準拠システムの開発時期等に応じて、多種多様であることから、各自治体に対して、本モデルスケジュールどおりの移行スケジュールの作成を求めるものではない。

むしろ、こうした多種多様な状況下にあっても、本手順書「はじめに」の「2. 標準化・共通化の特徴」に記載したとおり、早期に自団体の置かれた状況を把握するため、現行システムの概要調査を実施することなどにより、それぞれの自治体の実情に応じた移行計画を作成し、取組を進めることが重要となる。

また、各作業項目に取り組むに当たっては、更に次の点にご留意願いたい。

(1) 作業の順番・省略について

作業項目①から⑰までは、自治体側で想定される作業を順番に並べたものではあるが、必ずしも、各作業項目が終わり次第、次のステップに進むことを前提とするものではなく、自治体のシステムの状況等に応じて、各作業を同時に進めることや作業手順を省略することも十分に考えられるところであり、柔軟に対応されたい。

(2) 移行方式等に応じた作業項目

システムの移行方式は、各自治体において、標準化・共通化の取組の趣旨を踏まえ適切なプロセス・比較検討を経た上で、ベンダ切替の有無に応じて次の A 又は B の 2 パターンに分類されることが想定される。

移行方式の選択に当たっては、現行以外も含めたベンダ各社のシステムの費用、機能等を比較することが重要であり、作業項目⑤から⑦の RFI はその代表的な手法の一つである。ただし、RFI について詳細な内容を当初から求めることでかえって情報が得られないケースも考えられることから、パターンの検討に当たっては、まずは、パッケージ製品の標準仕様対応の有無、提供可能時期など必要最小限の情報に限り情報収集することも考えられる。

なお、これらの検討の結果として B パターンを選択した場合、作業項目⑨及び⑩は省略されるほか、その他の作業項目についても、パターン A か B かに関わらず、各自治体の実情を踏まえて一部の作業項目を省略することも考えられる。

また、現行のシステムをスクラッチ開発している自治体やパッケージベンダが撤退する自治体についても、標準化・共通化の取組の趣旨を踏まえ、原則としてパッケージシステムの利用が想定されることから、A 又は B のいずれかのパターンに分類されるものと想定している。

なお、本手順書として、A 又は B のいずれかのパターンを推奨するものではなく、現行システムの契約状況やベンダ各社との協議状況等を踏まえ、各自治体において、A 又は B のパターンで得られる効果や移行スケジュールの実現性等を比較衡量し、適切なパターンを選択することが重要である。パターンの選択については、ベンダ各社の状況など自治体とは別の主体の状況によっても影響を受けるものであることから、ベンダ各社との協議状況等によっては、パターンに関する方針転換など、柔軟な対応も必要となると考えられる。

図表 9 システム移行に係る自治体の類型

パターン	概要
A パターン	ベンダ切替により標準化基準に適合するパッケージを利用するパターン
B パターン	ベンダを切替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップするパターン

それぞれの作業項目の詳細については、「3. フェーズごとの作業項目」にて詳述するので、併せて参照されたい。

図表 10 標準化・共通化対応に係る自治体作業の全体像

フェーズ	作業項目 (大項目)	作業項目 (小項目)	自治体作業概要 (想定月数)
			全自治体共通
計画立案	① 推進体制の立上げ	1-1 推進体制案の作成 1-2 関連部局との調整・担当者名簿の作成 1-3 首長等への報告	首長のリーダーシップの下、関係部局を特定し、担当者・推進体制を構築する。(1～3か月) ✓ 広域連合や複数の自治体間等において、現行システムを他団体と共同利用(自治体クラウド等)している場合は、他団体との合意等に時間を要することに留意すること。(～3か月)
	② 現行システムの概要調査	2-1 現行システム環境の基礎調査(基礎情報・契約範囲等に係る調査) 2-2 連携一覧の調査・作成 2-3 移行に係る現行システムベンダとの打合せ・役割の認識合わせ 2-4 概要調査結果の取りまとめ	現行システムについて、業務システムの基礎情報、外部委託状況、周辺機器、連携一覧等について調査を行う。(1～3か月)。
	③ 標準仕様との比較分析	3-1 標準化対象範囲の確認(標準仕様書と現行システムとを比較し調達範囲・単位の差異を洗い出し) 3-2 Fit&Gap分析による課題(運用見直しが必要な業務等)の洗い出し	標準仕様と現行システムとのFit&Gap分析を実施する。標準仕様書と差異があり標準準拠システムの利用に向けて個別の対応(業務フローの見直し等)を要する項目があれば標準仕様書対応表に記載する。(3～4か月)
	④ 移行計画作成	4-1 移行方針や調達範囲・単位の検討(周辺機器・外部委託含む) 4-2 調達方式(指名型/公募型プロポーザル方式 or 総合評価落札方式 or 最低価格落札方式等)の検討 4-3 調達スケジュールの検討(RFI、RFP、予算計上、移行時期等) 4-4 移行に当たっての課題と対策の整理	作業項目②・③及び標準仕様書等を踏まえ、標準準拠システムへの移行計画を作成する。(2か月)

フェーズ	作業項目 (大項目)	作業項目 (小項目)	自治体作業概要 (想定月数)	
			Aパターン	Bパターン
システム 選定	⑤ ベンダに対する 情報提供依頼 (RFI) 資料の作 成	5-1 RFI 資料の作成	RFI を実施するための資料を作成する。(1～4か月)	
		5-2 標準仕様書のうち「標準オプション 機能」に関する方針(求める機能の 整理、優先順位付け)の決定	✓ 標準準拠システムの影響を受けて更改を検討する標準準拠シ ステム以外のシステムについても調達する場合は、同様に RFI 用の資料を作成する。(3～4か月)	
	5-3 標準準拠システム以外の情報システ ムに関する RFI 資料の作成			
	⑥ RFI の実施	6-1 RFI 資料に関するベンダからの質問 への回答	作業項目⑤で作成した資料を基に、ベンダに RFI を実施する。(1 ～4か月)	
		6-2 ベンダからの RFI 回答受領	✓ 現行システムでスクラッチ開発を行っている自治体やパッケ ージベンダが撤退する自治体が RFI を実施する場合は、ベン ダによる回答作成・デモンストレーション等に長期間要するこ とに留意すること。(～4か月)	
⑦ RFI 結果分析及 び移行計画の詳 細化	7-1 RFI 結果の分析	作業項目⑥において収集した情報の集約・分析後、移行計画の詳細 化・変更を行う。(1～3か月)		
	7-2 移行計画の詳細化・変更	✓ 調達単位を細かく分けて RFI を実施した場合は、情報の整理・ 分析に時間を要することに留意すること。(～2か月)		
⑧ 予算要求	8-1 予算根拠資料の作成	RFI 結果を勘案し、標準準拠システムへの移行経費の予算要求を 行う。(2か月)		
	8-2 予算要求・財政部局等との調整			
⑨ ベンダへ提案依 頼 (RFP)	9-1 RFP 資料の作成	最終的な調達仕様を確定し、各ベ ンダへ提案依頼 (RFP) を行う。	—	
	9-2 RFP 資料に関するベンダからの 質問への回答	併せて、調達の方式にあった様式 等(実施要領や評価基準)を作成 する。(3か月) ※ (1)		
⑩ ベンダ選定・決 定	9-3 ベンダからの RFP 回答受領			
	10-1 ベンダ評価の実施	提案書、デモンストレーション、 プレゼンテーション等の評価を 通じて、標準準拠システム提供ベ ンダを決定する。(1～2 か月)	—	
		10-2 ベンダの選定・決定	※ (2)	

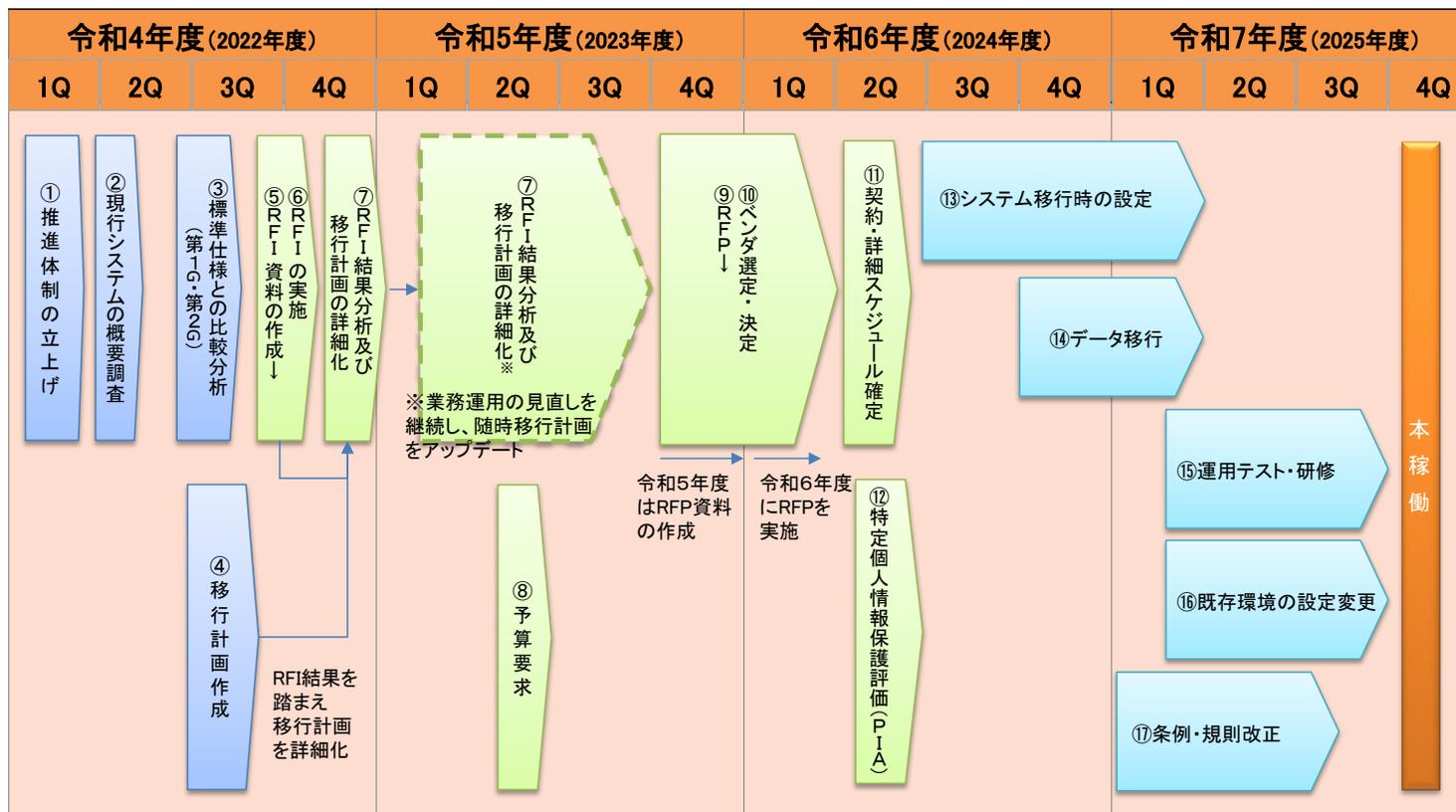
フェーズ	作業項目 (大項目)	作業項目 (小項目)	自治体作業概要 (想定月数)	
			Aパターン	Bパターン
システム選定	⑪ 契約・詳細スケジュール確定	11-1 ベンダとの契約協議の実施 11-2 システム移行に係る詳細スケジュールの確定	標準準拠システム提供ベンダと契約を行い、データ移行日等の詳細なスケジュールを確定する。(1～2か月) ※(3)	
	⑫ 特定個人情報保護評価 (PIA)	12-1 特定個人情報保護評価 (PIA) の実施	特定個人情報保護評価書の作成及び個人情報保護委員会への提出やパブリックコメントを実施する。(2～4か月)	
移行	⑬ システム移行時の設定	13-1 システム移行時の設定(標準準拠システムの運用方法の検討・確定、システムの機能確認等)	標準準拠システムを基に運用のシミュレーションを行い、標準準拠システムの運用方法を検討・確定する。	
			採用した新規システムの機能を整理し、画面や帳票等を見ながら、機能の詳細を確認する。(4～6か月)	ベンダより現行システムからの変更点の説明を受け、次期システム利用に向けた各種設定の協議を行う※(4)。(2か月)
	⑭ データ移行	14-1 データクレンジングや文字の同定基準に関するベンダとの調整 14-2 データクレンジングの実施 14-3 最終データ移行の実施・結果確認	データ移行等について調整を行い、現行ベンダで既存データの整理・抽出・データクレンジングを行う。その後、標準準拠システム提供ベンダにてデータ移行を実施し、データ移行結果を確認する。併せて、 文字情報基盤文字への文字データ変換作業も行う ※(5)。(4～6か月) <ul style="list-style-type: none"> ✓ ベンダを切り替えた場合、現行システムから抽出したデータの分析・現行仕様に関する問合せ、変換仕様の設計、移行結果の確認等に期間を要することに留意すること。(～6ヶ月) ✓ 現行システムがマルチベンダの場合、現行システムからのデータ抽出の仕様提供、基準日、受け渡し方式等に関するベンダ間調整に期間を要することに留意すること。(～6ヶ月) 	
⑮ 運用テスト・研修	15-1 運用テストの実施 15-2 研修の実施	テストデータ準備、テスト及び確認を行う。(2～6ヶ月) 標準準拠システム提供ベンダより次期システムの操作等に関して研修を受ける。(1～2ヶ月) <ul style="list-style-type: none"> ✓ スクラッチ開発からの移行の場合は、他のパターンと比較し、テストに時間を要することに留意すること。(～6か月) 		

フェーズ	作業項目（大項目）	作業項目（小項目）	自治体作業概要（想定月数）	
			Aパターン	Bパターン
移行	⑯ 次期システムに合わせた既存環境の設定変更	16-1 既存環境の設定変更に向けた調整（必要機器の調達等）	標準準拠システムと市内ネットワーク接続、構築、端末整備等を行う。また、他業務とのデータ連携項目、ファイル形式、処理タイミング等を確認の上、データ連携のテスト・変更を行う。（4か月）	
		16-2 既存環境の設定変更（標準準拠システムと市内ネットワーク接続の設計、構築等）		
	⑰ 条例・規則等改正	17-1 条例・規則の改正	標準準拠システムを利用する場合の運用や出力される帳票等を確認し、議会日程を勘案しながら、必要に応じて条例・規則等の改正を行う。（4か月）	

- ・作業項目がゴシックフォント太字になっている項目は、通常システム移行と比較して、標準化・共通化の取組において特に必要となるものを示している。
- ・作業項目毎の想定月数は、令和3年度における「自治体システムの標準化・共通化を推進するための調査研究業務」の受託事業者が過去の自治体システム更改における実績値を元に算出した作業目安を参考として示したもの。
- ※（1）・（2）・（3）については、マルチベンダで標準準拠システムへの移行を想定している場合、ベンダ毎に同作業が必要となる。
- ※（1）・（2）については、政令指定都市において、システム調達で一定以上の予定価格の場合、WTO案件として総合評価方式による調達となることで契約までの期間が想定月数より多くなる可能性があるため、十分に留意すること。
- ※（4）「各種設定の協議」とは、ベンダより現行システムから機能変更がある点について説明を受け、該当機能の使用方法等について協議を行うプロセスなどを想定している。
- ※（5）「2. 早急に着手すべき作業」に記載のとおり、前倒して実施することが望ましい。
- ※PMO ツールにおいては、上記の作業項目に「18-1 運用開始ステータス」を加えた40ステップとしている。

図表 11 令和4年度から移行準備を行う場合のスケジュール例

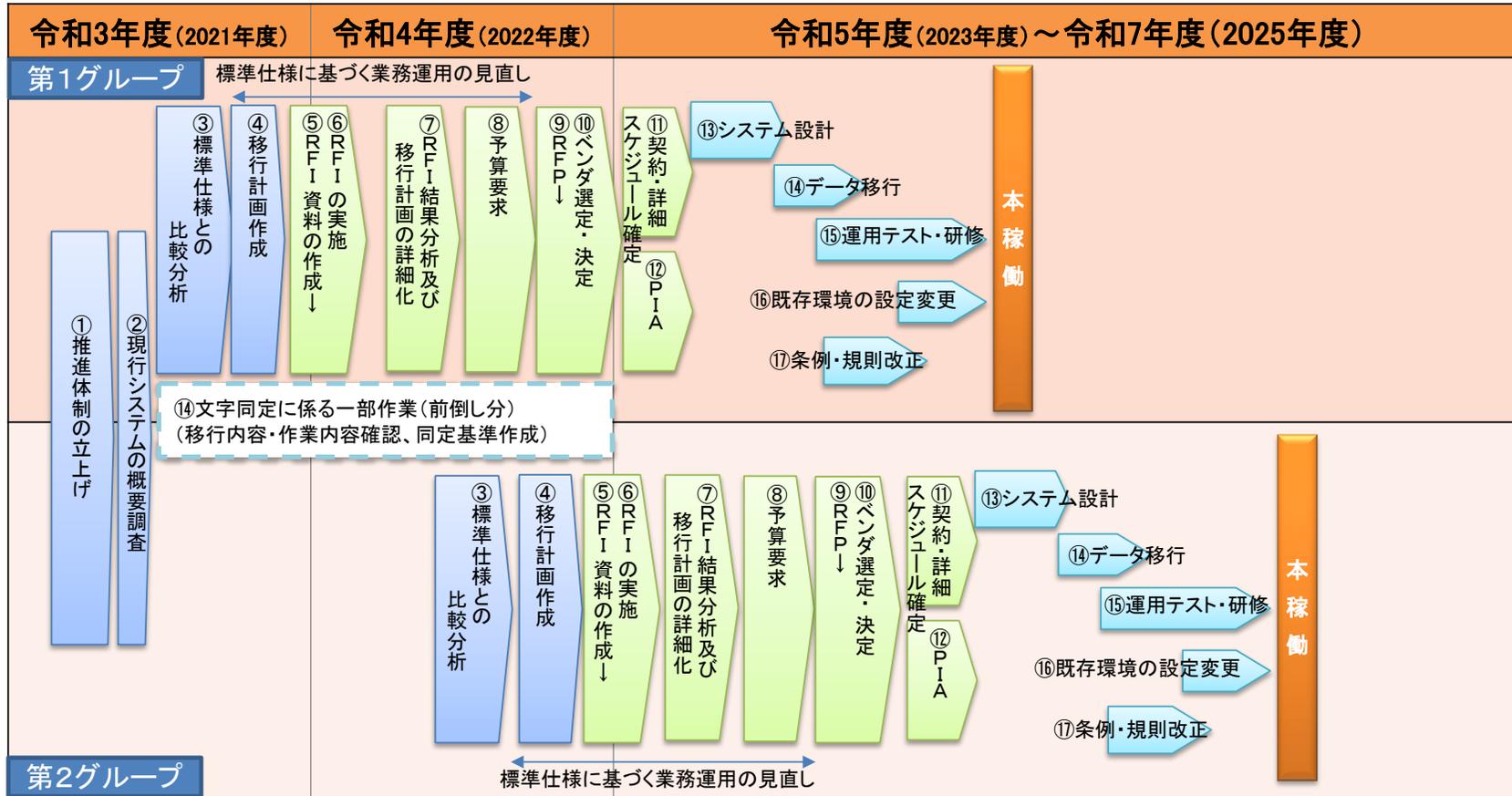
PMO ツールで集計したところ、令和4年11月1日時点で、①推進体制の立上げについて概ね半数の団体で着手済み（ステップ1-1「推進体制案の作成」について、完了済み38.32%、作業中13.72%となっている。）であり、未着手の自治体においては本図表を踏まえ、早急に移行作業を開始することが望ましい。



本例において、⑨RFP、⑩ベンダ選定・決定を実施する想定としているが、Bパターンを選択し、当該作業を実施しない場合は、スケジュールを前倒しすることも可能と推察。また、移行フェーズの所用期間はベンダによって異なるため、各自治体において早期に、ベンダの想定移行スケジュールを確認することが望ましい。

図表 12 Aパターンのモデルスケジュール例
 (作業項目ごとに要する想定月数を積み上げた際のスケジュール例 (※))

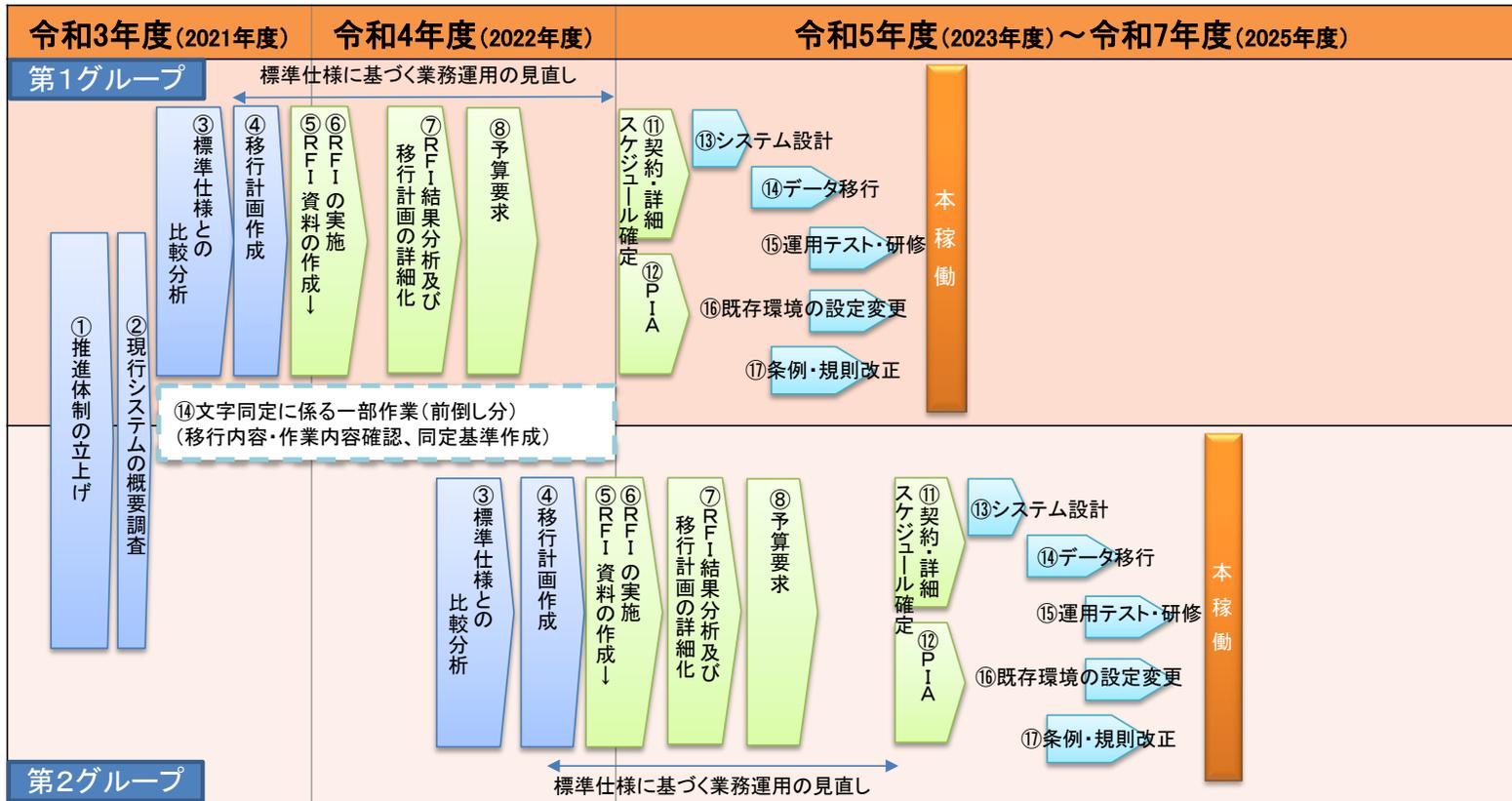
【Aパターン:ベンダ切替】



※第1グループと第2グループを分けたスケジュールとしているが、オールインワンパッケージの場合はまとめて作業手順を進めることもあり得る。

図表 13 B パターンのモデルスケジュール例
 (作業項目ごとに要する想定月数を積み上げた際のスケジュール例 (※))

【Bパターン:バージョンアップ】



※RFP及びベンダ選定・決定の作業を行わない(⑨・⑩)。
 ※機能の詳細確認や操作研修等、導入・移行フェーズ時に一部作業が簡略化される(⑬～⑯)。
 ※第1グループと第2グループを分けたスケジュールとしているが、オールインワンパッケージの場合はまとめて作業手順を進めることもあり得る。